

会議の名称	議会運営委員会	開催月日・令和5年2月16日 開会時間・午前・午後10時59分 閉会時間・午前・午後11時26分
出席者	原 一郎 毛利 廣次 南谷 清司 栗津 明 野口 佳宏 豊島 保夫	
欠席者		
オブザーバー	議長 南谷 佳寛 副議長 後藤 國弘	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市議会の個人情報保護について ○ 議会基本条例の評価、点検のとりまとめについて ○ タブレット端末の導入について ○ 委員会におけるオンライン開催について 	

【開会＝午前10時59分】

原委員長

ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

はじめに、市議会の個人情報保護についてを議題といたします。まず、市議会で制定予定の個人情報保護条例案については既に連絡がありました。パブリックコメント、意見募集の結果、提出はありませんでした。よって、パブリックコメントに出しました案について、発議に向け進めていきたいと考えますが、よろしいでしょうか。その前に補足といたしまして、全協で皆さんからお問い合わせがありました。保護条例の第25条について、日数を市の保護条例とマッチさせる意味で修正したことと、第26条において、開示請求について対応していただいたということで、全協で問い合わせいただいた件につきましては、対応を事務局の方でしていただいたことを報告させていただきます。こちらで発議に向けて進めていきたいと思いますがご意見ありましたらお願いいたします。

(発言なし)

原委員長

では、3月定例会中の発議に向けて進めさせていただきます。

次に、議会基本条例の達成状況に関する評価、点検についてを議題といたします。本日は市議会としての最終取りまとめを行っていきたくと思いますが、皆さんお目通しいただきまして、特に評価、コメント欄には、市議会としてのまとめ方などについて、公表に向けて皆さんのご意見を評価の対象とした項目の順にお聞きしていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。2ページ目について、第2章 議会及び議員の活動原則ですが、ご意見ありましたらお願いいたします。主な内容としましては、議会と、個人の議員との解離がちょっと点数的にはあったということがありますので、こちらの第2章 議会及び議員の活動原則についてありましたらご発言をお願いします。

南谷清司委員

最終的な評価、コメントだけが載るんですね。2ページもそれ以降のところもそうなんですけれど、2ページの評価、コメントの一番上、5段階評価の結果からと書いてあるんですが、私が市民だと、こうやって書いてあると、5段階評価見せてよという話になるんですよ。見せないんですよね、見せないならば消してしまって、大変市民の皆

	<p>様には申し訳ないですけど、消しておいていただいて、他のところも同じなんですけど、以上です。</p>
原委員長	<p>何項目かこのコメントがありまして、どうでしょうか。この5段階評価の結果からというコメントは差し控えた方がいいというご意見に対して何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>お願いします。他に何かご意見ありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>次のページにいきます。議員の役割及び活動原則になります。ご意見ある方ご発言をお願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>続きまして次のページに入ります。第3章 市民と議会との関係です。ご意見ある方お願いいたします。</p>
南谷清司委員	<p>4ページですけど、細かいことなんですけど、評価、コメントが最終的に議会としての評価として外へ出ていくので、一番下の四角の上の段、本条例の施行に当たり、広報広聴委員会を設置し、議会だよりの編集、意見交換会の実施に取り組んできたことが評価につながったものというふうに書いてあるので、これも別に評価があるんだという話になってしまうので、これが最終的な評価ですから、そういうふうにちょっと文言を調整していただいた方がいいかなと思います。</p>
原委員長	<p>最終的に広報広聴委員会を設置し議会だよりの編集、意見交換会の実施に取り組んできたことが評価につながったという部分をどういうふうに。</p>
南谷清司委員	<p>よかったという表現で、努めてきたという、意見交換会の実施に努めてきた。</p>
原委員長	<p>上にあります評価につながったものと見受けられるという。また文言の方の精査の方をお願いいたしたいと思います。</p>

原委員長	<p>他にご意見ありますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>次のページからいきます。議会と行政との関係になります。ご意見ある方はご発言お願いいたします。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>では、次のページに行きます。第5章 議会の機能強化等ですが、ご意見のある方お願いいたします。</p>
南谷清司委員	<p>第5章で、これも同じで一番下の四角なんですけれど、コロナウイルス感染症の蔓延による行動制限などで研修受講の機会が減ったことが評価に反映されたのですが、これが最終的な評価だから、反映された結果を言わないといけないので、機会が減ったことが課題であるとか。</p>
原委員長	<p>そのように文言の編集の方お願いいたします。</p> <p>他にご意見ありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>次行きます。第6章 災害時における議会及び議員の活動について、ご意見ありましたらご発言お願いします。</p>
南谷清司委員	<p>これも同じで、一番上の四角の評価に表れたものと見受けられるという部分と、その下の四角の上のところ、各議員の認識が評価に表れたものと見受けられるというところも、先ほどと同じ趣旨で文言の調整をした方がいいと思います。</p>
原委員長	<p>編集の方よろしくお願いします。特に災害に関しまして、皆さん前向きなご意見がたくさん書いてありましたので、すぐ参考になると思いますのでお願いいたします。</p> <p>他にご意見ありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>次のページ、第7章 議員の政治倫理、定数及び方針について、ご意見ある方お願いいたします。</p>

原委員長	<p>(発言なし)</p> <p>次のページ、第8章 政務活動費等に入ります。ご意見のある方お願いいたします。</p>
原委員長	<p>(発言なし)</p> <p>では最後に、第9章 議会事務局等に入ります。ご意見ある方お願いいたします。</p>
原委員長	<p>(意見なし)</p> <p>他に何かご意見ありましたらお願いいたします。</p>
原委員長	<p>(発言なし)</p> <p>では、この結果をもとに委員会案として全議員にお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に、タブレット端末の導入について協議したいと思います。議会改革特別委員会での協議内容などについて、議会改革特別委員会委員長より説明をお願いしたいと思います。</p>
野口委員	<p>議会改革特別委員会におきまして、タブレット端末の導入について協議いたしました。まず、令和4年9月定例会から、実証使用の目処がつき、現在まで行っております。本格導入に向け、他市議会のものと比較しながら議会タブレット端末導入に伴い、既に運用しておりますIT機器使用に関する申し合わせ事項を含む所要のルール整備を行うため、申し合わせ事項について検討してまいりました。主にタブレットが公費による貸与品であることを踏まえ、集中管理、MDM導入を行い、アプリのインストールなど一定の私的使用の制限を行うこと、紛失や破損など一定の事案について、実費弁償がありうること、使用範囲が広がることに合わせた利用の制限などについて再整理したことについて、お手元に案としてお配りしておりますように整備を行ってはどうかとの結論になりましたので、協議のほどをよろしくお願いいたします。</p>
原委員長	<p>ありがとうございます。ただいまの説明を含め、ご意見</p>

	<p>などありましたらご発言願います。</p>
南谷清司委員	<p>この貸与されたタブレットは家へ持ち帰ってもいいという前提なんですか、だめという前提なんですか。</p>
野口委員	<p>持ち帰っていただいてもいいです。</p>
南谷清司委員	<p>使用範囲の中で、どこを読み取れば、情報収集における使用というところで読み取ればいいのか。会議以外のIT機器の使用範囲で、次の掲げる通りなんですけど、情報収集ということで家へ持って帰って、家で情報収集すればいいという、そういう発想でいいのか。</p>
野口委員	<p>情報収集と、会議以外の議員活動における使用もそう。3番も。</p>
南谷清司委員	<p>議員相互及び市との情報伝達、災害時等の緊急情報伝達と、その他議長というのは別だけど。</p>
野口委員	<p>メールはそのタブレットを使ってできるので、1、2、3全部。</p>
南谷清司委員	<p>了解しました。</p>
原委員長	<p>他に何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>では、整備に向けての準備を行ってもよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
原委員長	<p>では、そのように進めさせていただきます。</p> <p>最後に、委員会におけるオンライン開催について協議したいと思います。議会改革特別委員会での協議内容などについて、議会改革特別委員会委員長により説明をお願いしたいと思います。</p>
野口委員	<p>議会改革特別委員会では、委員会活動の活性化の一つとして、委員会のオンライン開催についても協議してまいり</p>

ました。令和2年の新型コロナウイルス感染症のまん延により、議会活動を含む行動制限が課せられた経緯などから、総務省の見解をもとに全国市議会議長会が委員会をオンラインで開催するために必要となる委員会条例、会議規則の改正について案として取りまとめたことと合わせて、本市議会においてもICT化、タブレット端末導入を見据えて検討を行ってまいりました。新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症のまん延、大規模な災害の発生により、委員会室等に参集できないと委員長が認める場合にオンライン開催ができることとして、所要の整備を行ってはどうかとの結論になりましたので、協議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

原委員長

ありがとうございます。では、オンライン開催を含め、前回協議しました常任委員会の見直しとあわせて、委員会条例、会議規則の改正が関係してくることから、今回協議したいと思います。それぞれ取り扱いを含め、ご意見などありましたらご発言願います。

南谷清司委員

オンラインにおける委員会の開催は要するに非常事態に限るということでそれはそれでいいんですけど、通常はとにかくオンラインの委員会ができないということですよ。それはそれでいいんですけど、21条と25条の部分は非常時でなくても可能なんですか。

議会総務課課長
補佐

全体の話をしていただきたいと思います。今回、このオンラインでの委員会開催につきましては、コロナウイルスのまん延、行動制限等が出るに出不らぬという状況があったことを踏まえて、オンラインでの開催、委員会について開催できる方向が示されたということが前提にありますので、先ほど南谷清司委員おっしゃられた感染症等のまん延、大規模災害の発生時において委員長がオンライン開催を必要とすると判断した場合に、まず委員会が開かれるという前提があるということをお話させてください。その中でオンライン開催で委員会が開催された場合に、21条で、その場合に出席説明を要求したことに対してオンラインで出席説明をしたいと言うことができますということを規定として設けております。もう一つ、第25条のところでもう一点ご指摘いただいたところもオンラインで委員会を開催した場合に公述人をたまたまその委員会で呼ぶというケースがあった場合に、その公述人がオンラ

	<p>インで公聴会に出席したいという場合にできるという形で規定を設けているところがございます。</p>
<p>南谷清司委員</p>	<p>そうすると、今の説明員と公述人は、委員会そのものがオンライン開催でない場合はだめという、委員会自体がオンライン開催の場合に限って、説明員も公述人にも、オンラインで参加し得るといふ、そういう解釈。</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>そういうことになります。委員会があくまでオンラインで開催されるという状況があつてのということで、ご指摘の通りとなります。</p>
<p>南谷清司委員</p>	<p>そのことに異議を唱える気は全然ないんだけど、そうすると、この21条略とか25条略とかのどこかにそれが書いてあるということですね。見えているところには書いてないので、</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>今日の資料の中でお配りさせていただいた、略の部分の条文がわからないということがありましたので、委員会条例と会議規則を印刷したものを別でお配りさせていただいております。今の話で、21条については委員会が出席説明を要求する場合、通常のことについて21条は規定しております。ここの21条、出席説明を求める場合にオンライン形式で委員会を開催する場合にオンラインで説明員が出席できるという構造になります。</p>
<p>南谷清司委員</p>	<p>その場合にとということが書いていないんだけど。</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>条文の構成はまた確認をします。よろしく申し上げます。</p>
<p>原委員長</p>	<p>では、オンライン開催について条例などの改正を進める方向でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>原委員長</p>	<p>そのようにさせていただきます。</p> <p>では続きまして、常任委員会の任期の取り扱いについて引き続き協議したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ご意見ございましたらご発言をお願いします。</p>

豊島委員	<p>前回のこの議運のときもちょっと意見を一言申し上げましたが、それは議運で、さらに全議員で協議していくことはやぶさかで全くないですけど、議員としての期限が来るわけで、やっぱりこういうのは新しい体制というか、新しい議員さん方のときに他の委員構成、それから議会の体制を含めて協議して決めていった方がいいと、前回と同じ意見ですけど、そう思っておりますので、決定とか何とかいうのはもう少し慎重にと。ただ、再度繰り返しますが、そういう議論とか、それから改革とかは当然やっていくべきだと思っております。以上です。</p>
原委員長	<p>他にご意見ありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>では、常任委員会の任期の取り扱いについては協議を継続することといたしますのでよろしくお願いいたします。この結果をもとに委員会案として全議員にお示ししたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っております。</p> <p>議長さん、他に何かありますか。</p> <p>(発言なし)</p>
原委員長	<p>では、今後個人情報保護条例、委員会条例改正、会議規則改正に係る発議等のため、議会運営委員会を開催したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>これで議会運営委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。</p>
<p>【閉会＝午前 1 1 時 2 6 分】</p>	